

審査の結果の要旨

氏 名 河島 太朗

選挙制度は、伝統的に、各選挙区の多数派のみの代表が選出される多数代表制と少数派の代表をも選出可能とする少数代表制とに二分され、多数代表制としては小選挙区制が、少数代表制の中では、ヨーロッパで広く採用される比例代表制が主な研究対象とされてきた。ところが近年、多数代表制と比例代表制とを組み合わせ合わせた混合制の選挙制度(mixed or hybrid electoral system)が、第二次大戦後長くこの制度を採用してきたドイツにとどまらず、日本を含め、多くの国々へと普及するに至っている。

本論文は、混合制の選挙制度を採用するドイツ、イタリア、韓国、ニュージーランド等の制度を素材として、平等選挙原則がいかなる帰結を導くかを探究するものである。

本論文の長所としては以下の点を挙げることができる。第一に、従来、十分に検討されてきたとはいいがたい混合制の選挙制度について、広く海外の制度に素材を求め、そのさまざまな形態を詳細に紹介するとともに、平等原則が各制度の下でどのように理解されているかにつき綿密な検討を加えている。とくに、イタリア、韓国、ニュージーランドの選挙制度の紹介と検討は、その例が多くはないことから、今後の日本における混合制研究において参考とされることが予想される。著者が立法実務で培った選挙工学上の知見も、検討のさまざまな面で活用されている。

第二に、そうした比較制度から得られた知見を日本の制度にあてはめ、日本国憲法下での解釈論として生かしている点を挙げることができる。参議院定数不均衡問題に関する平成18年10月4日の大法廷判決に付された那須裁判官の補足意見に対する著者の批判的指摘——比例代表選出議員選挙が投票価値平等の要請を満足していることを根拠に、独立した別個の選挙である選挙区選出議員選挙の定数配分に関する立法府の裁量が拡大するとはいえない——は、相応の説得力を有するものと思われる。

もつとも、本論文にも短所がないわけではない。第一に、各国の判例、法制度等の紹介は丹念になされているものの、それらを全体として貫く体系的な分析という点で深みに欠けるところがあり、平板な論点の指摘にとどまっているかに見える点がある。第二に、文章表現にやや生硬さが散見され、著者の主張の明確な理解を困難にしている点がないわけではない。しかし、これらは本論文の価値を大きく損なうものとはいえない。

近年、広く採用されるにいたった混合制のさまざまな態様を紹介するとともに、平等選挙原則を中心に選挙制度の諸原則が混合制の下でいかに実現されるべきかを具体の諸制度

を素材に詳細に検討する本論文の著者が、自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと判断される。